

高度地区規定書

高度地区の規定は次のとおりとする。

(高度地区内の建築物の高さ)

- 1 高度地区内においては、下表（以下「表」という。）（あ）欄に掲げる高度地区の区分に応じ、建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は表（い）欄の内容に、適合するものでなければならない。

(あ)	(い)
最低限高度地区	次の各号の一に該当するものを除き高さ11メートル以上又は階数3以上 ただし市長が公益上止むを得ないものと認め、又は都市計画上支障がないものと認め、建築審査会の同意を得て許可したものはこの限りではない。 (1) 玄関、出入口、ポーチ、軒ひさしその他これ等類する建築物の部分 (2) 建築物の基礎及び主要構造部を地上3階以上の部分の増築を予定した構造とした2階建のもの
12m高度地区	12メートル以下

(既存不適格建築物の増築に関する適用の除外)

- 2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第2項の規定により、前項の規定の適用を受けない建築物を増築する場合においては、増築に係る部分の高さが同項の内容に適合している場合に限り、同法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、前項の規定は、適用しない。